

長距離競走路ならびに競歩路公認に関する細則

第1条
第2条
第3条

競技用器具検定期程／長距離競走路ならびに競歩路公認に関する細則

(総則)

第1条 長距離競走路または競歩路（以下「競走（歩）路」という。）を公認しようとするときには、競技規則、公認陸上競技場および公認長距離競走路ならびに公認競歩路規程（以下「規程」という。）のほかこの細則によるものとする。

(競走（歩）路)

第2条 公認する競走（歩）路は、公認競技会を開催するものでなければならない。世界陸連（以下「WA」という。）／国際マラソン・ロードレース協会（以下「AIMS」という。）認証コースも同様とする。

2. 公認する距離は次のとおりとする。

(1) 長距離競走路 5km、10km、15km、10マイル、20km、ハーフマラソン、25km、30km、マラソン、100km、ロードリレー（マラソンの距離のみ）

(2) 競歩路 5km、10km、15km、20km、30km、50km

3. 公認競技会では、公認されたコースを変更してはならない。

(距離計測)

第3条 競走（歩）路の計測は、自転車計測およびワイヤー計測によるものとする。

(1) ワイヤー計測

ワイヤーに真の50mを移設し、50mごとに計測する。

(2) 自転車計測

自転車に専用のカウンターを取付け、基準の距離（概ね400m）をカウンター数に換算して、自転車で計測する。距離の減少を防止するため0.1%を加えて計測する。

2. WA／AIMS認証コースでは、自転車計測としなければならない。

3. コースを計測する点は次のとおりとする。

- (1) 競技場内にスタートラインおよびフィニッシュラインを設けるときは、トラックの内側の縁石の外側300mmの地点を計測し、円周を離れまたは入るときも、ともに300mmの地点を分岐点とする。
 - (2) 道路に歩道、車道の区別のないところは、競技者が使用を許される道路として区分されている個所の区画より300mmの地点とする。
 - (3) 道路に歩道、車道の区別のあるところは、競技者が使用を許される道路の端より300mm離れた地点とする。
 - (4) 歩道と車道の間に溝またはL字溝がある所は、溝またはL字溝の車道側の端より車道内の300mmの地点とする。
 - (5) 彎曲した道路や曲折した道路では、その彎曲部分または曲折部分の頂点から300mm離れた地点を結んだ最短とする。
 - (6) ローターまたは道路に花壇、樹木の根、その他の突起物等の存在するところは、前各号に準じる。
 - (7) 公園等の歩道もしくはサイクリング道路、堤防の道路等をコースとする場合も前各号に準じる。
 - (8) すべて競技者に有利にならないようにコースの最短距離を計測する。
4. 競走（歩）路の距離における許容誤差はプラス（+）0.1%以下とし、マイナス（-）は認めない。
 5. スタートとフィニッシュ地点、中間点、折返点およびスタート地点より5kmごとに距離標識を設ける。可能であれば大会運営のため1kmごとの距離標識を設けることが望ましい。距離標識のポイント図面の作成にあたっては、近くの固定物とポイント間の距離を少なくとも2カ所以上計測して記載する。
 6. 計測にあたり、申請者は事前に道路使用許可を得て、計測者の傷害保険へ加入するとともに計測における安全を確保しなければならない。

（コースの設置）

第4条 スタートとフィニッシュ地点は、異なる場所においてもよい。スタートとフィニッシュ地点の2点間の理論上の直線

距離（セパレーション）は、そのレースの全距離の50%以下とする。

2. スタートとフィニッシュ地点の2点間の標高差（エレベーション）は1,000分の1以内とする。即ち1kmあたり1mを超えてはならない。
3. 規程第5条の「道」とは、通常の車・路面電車等が走る公道でなく、公園等の舗道もしくはサイクリングコース、堤防等でアスファルトやコンクリート等で舗装された所とする。
4. 競走（歩）路の選定には、次のことに留意する。
 - (1) 初めての競技者にもわかりやすいコースのこと。
 - (2) 競技運営が確保できる十分な幅員のこと。
 - (3) 芝生その他の未舗装部分は最小限にとどめること。
 - (4) 交通量など交通状況が競技会開催に支障ないこと。
 - (5) 勾配の変化、急な屈曲部があまり多くないこと。
 - (6) スタートとフィニッシュ地点及び折返点に十分な広さがあること。
 - (7) 競歩路の折返点の半径は4m以上あることが望ましい。

（公認申請）

第5条 競走（歩）路は、公認競技会を開催する場合に申請できる。公認競技会を開催しない競走（歩）路は、公認の継続申請はできない。

2. 競走（歩）路の名前は、簡単明瞭なものとする。
3. 所有者は、公認の競走（歩）路でなければ、WA/AIMS 認証コースの申請を WA にすることができない。
4. コースを一部変更するときは、申請距離の3分の1を超える場合は新設となる。申請距離の3分の1以内のコースを変更する場合は一部変更とする。

（添付書類）

第6条 申請書に添付する設計図または案内図等は、コースの所在を示す5,000分の1～30,000分の1の地図に競走（歩）路の経路、主要地点の距離を朱書したものとする。コースを一部変更する場合は、変更する経路を明記すること。

2. 計測報告書に申請者が作成して添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) コースが道路のどの部分を計測したのかを示すコース経路図
 - (2) 主要地点のポイント図
 - (3) エレベーションを明記した全コースの高低測量図(縦断図)
 - (4) 自転車計測の場合は、カリブレーション図

付則

1948年1月改正	1949年1月修正	1950年1月改正
1953年1月改正	1954年1月増補	1955年1月修正
1957年6月補正	1960年1月改訂	1963年3月改訂
1964年3月改正	1965年3月修正	1965年5月修正
1966年5月改訂	1967年3月修正	1969年5月改訂
1974年3月改正	1975年3月修正	1977年3月改正
1979年3月改正	1985年3月修正	1988年3月修正
1989年3月修正	1991年3月修正	1993年3月修正
1994年3月修正	1998年3月修正	2001年3月修正
2007年4月修正	2015年4月1日修正	2017年4月1日修正
2019年4月1日修正	2020年4月1日修正	

||